

令和元年 9 月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 2 茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 4 茨木市市税条例等の一部改正について
- 5 茨木市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市高齢者活動支援センター条例及び茨木市多世代交流センター条例の一部改正について
- 7 茨木市手数料条例の一部改正について
- 8 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 9 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の制定について
- 10 茨木市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 11 茨木市市民農園条例の一部改正について
- 12 茨木市水道事業給水条例の一部改正について
- 13 茨木市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について
- 14 平成30年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 15 平成30年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 16 市道路線の認定について
- 17 工事請負契約締結について（市道野々宮3号線橋梁下部工新設工事）

18 工事請負契約の変更について（市道総持寺駅前線道路改良工事）

19 令和元年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第2号）

（認 定）

- 1 平成30年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 平成30年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 平成30年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 平成30年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 平成30年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 平成30年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 平成30年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

（報 告）

- 1 茨木市事務報告について
- 2 平成30年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 平成30年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 平成30年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第 47 号	茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
<p>○ 現委員 <small>き た がわ まさ ひこ</small> 喜多川 雅彦</p> <p>○ 任 期 令和元年10月26日任期満了 初就任 平成19年6月7日就任 4期（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p>	
議案第 48 号	茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 17 頁参照
<p>○ 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な制定内容 一般職の会計年度任用職員制度の創設に伴い、給与等の規定を整備 ①用語の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員：一会計年度内を任期とし、補助的事務に従事する非正規職員 ・ フルタイム：常勤職員と同一の勤務時間に従事 ・ パートタイム：常勤職員より短い勤務時間に従事 ②給与等の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ フルタイム：給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等 ・ パートタイム：報酬、期末手当、費用弁償 ③給料・報酬 正規職員の行政職給料表等を準用し、週の勤務時間に応じて算出する旨を規定（一部、日額・月額で定める報酬の規定あり） ・ 施 行 日 令和2年4月1日 	

○ 地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

一般職の会計年度任用職員制度の創設及び特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用要件の厳格化、成年被後見人等の権利の適正化、最低賃金の引き上げによる臨時職員の賃金改定等に伴う関係条例の改正

① 会計年度任用職員制度の創設等に伴う改正

- ・ 茨木市職員定数条例
- ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ・ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・ 茨木市職員の分限に関する条例
- ・ 茨木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ・ 茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 茨木市職員の育児休業等に関する条例
- ・ 茨木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・ 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例
- ・ 一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 茨木市職員退職手当条例
- ・ 茨木市職員旅費条例
- ・ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

② 成年被後見人等の権利の適正化等に伴う改正

- ・ 茨木市職員の分限に関する条例
- ・ 一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 茨木市職員退職手当条例
- ・ 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 茨木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

③ 臨時職員の賃金改定に伴う改正

- ・ 一般職の職員の給与に関する条例

- ・ 施行日 ③ 令和元年10月 1日
- ② 令和元年12月14日、公布の日
- ① 令和2年 4月 1日

○ 地方税法の改正等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

①個人市民税について、消費税率 10%が適用される住宅取得等（令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日に居住を開始した場合）に係る住宅ローン控除の控除期間を現行の 10 年間から 13 年間に延長

②個人市民税について、児童扶養手当受給者のひとり親で、かつ、婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者は、前年の合計所得金額が 135 万円以下である場合、非課税とする旨を規定

③軽自動車税の環境性能割について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した軽自動車の税率を 1%分軽減

	(現 行)	(改正後)
・ 令和 2 年度燃費基準+10%達成車	非課税	→ 非課税
・ 令和 2 年度燃費基準達成車	1. 0%	→ 非課税
・ 上記以外の自動車	2. 0%	→ 1. 0%

④ア 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（税率の軽減）について、適用期限を令和 3 年 3 月 31 日まで 2 年延長

イ 「電気軽自動車等」に限り、令和 5 年 3 月 31 日まで延長

・ 施行日	①	公布の日
	③、④ア	令和元年 10 月 1 日
	②	令和 3 年 1 月 1 日
	④イ	令和 3 年 4 月 1 日

議案第 51 号	茨木市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について								
<p>○ 住民基本台帳法施行令の改正等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①住民票に旧氏が記載されている場合、旧氏の印鑑を登録できる旨を追加 ②印鑑登録事項及び印鑑証明事項に旧氏を追加し、男女の別を削除 ・ 施行日 令和元年11月5日 									
議案第 52 号	茨木市高齢者活動支援センター条例及び茨木市多世代交流センター条例の一部改正について 19頁参照								
<p>○ 高齢者活動支援センター及び多世代交流センターの利用時間の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <p>施設内の介護予防センター及びシニア交流センターの利用区分を改正</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(現 行)</th> <th style="text-align: center;">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">時 間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・ 午後B</td> <td style="text-align: center;">18:00～21:00 → 削除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※「午後A」の名称を「午後」とする（時間は変更なし）</td> </tr> </tbody> </table> ・ 施行日 令和2年4月1日 		(現 行)	(改正後)	区 分	時 間	・ 午後B	18:00～21:00 → 削除	※「午後A」の名称を「午後」とする（時間は変更なし）	
(現 行)	(改正後)								
区 分	時 間								
・ 午後B	18:00～21:00 → 削除								
※「午後A」の名称を「午後」とする（時間は変更なし）									

○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定及び更新の申請に係る手数料の新設に伴う所要の改正

・主な改正内容

事業者の指定及び更新の申請手数料を新設

①指定申請手数料 各 30,000 円

ア 指定居宅サービス事業者

イ 指定地域密着型サービス事業者

ウ 指定居宅介護支援事業者

エ 指定介護予防サービス事業者

オ 指定地域密着型介護予防サービス事業者

カ 指定介護予防支援事業者

キ 介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号事業指定事業者

②指定の更新申請手数料 各 10,000 円

上記ア～キの各サービス事業者に係る指定の更新の申請

③一体的に提供される複数のサービスの申請を同時に行う場合

ア 指定申請手数料 35,000 円

イ 指定更新申請手数料 10,000 円

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

○ 子ども・子育て支援法等の改正に伴う所要の改正

・主な改正内容

(1) 特定地域型保育事業者の連携施設の確保等に係る規定を追加

- ①代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な特定地域型保育事業者は、小規模保育事業A型事業者等を連携施設とすることができる旨を規定
- ②卒園後の受皿となる連携施設の確保が著しく困難な特定地域型保育事業者は、市長が適当と認める認可外保育施設等と連携施設とすることができる旨を規定
- ③3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認める事業所は、連携施設の確保を不要とする旨を規定
- ④連携施設の確保について、必要な支援を行うことができると市が認める場合は、猶予期間を令和7年3月31日まで延長（現行5年間に10年間に延長）

(2) 幼児教育・保育無償化の実施に伴う関係条例の改正

- ①茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ・3歳以上の児童の保護者から徴収できる費用に副食費を追加
- ②茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
 - ・市立保育所、認定こども園及び小規模保育施設で、副食の提供を受ける2号認定子どもの保護者から副食費用（4,500円/月）を徴収する旨を規定
 - ・市立認定こども園で1号認定子どもの保護者から徴収する給食として、主食（50円/食）・副食（113円/食）・間食費（112円/食）を規定
 - ・市立幼稚園及び認定こども園において、労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な場合、預かり保育料を無償とする旨を規定
- ③茨木市待機児童保育室条例
 - ・3歳以上の児童の保護者から副食費用（4,500円/月）を徴収する旨を規定
- ④茨木市立幼稚園条例
 - ・利用者負担額を納付していないことによる退園処分の規定を削除

- ・施行日
 - (1) 公布の日
 - (2) 令和元年10月1日

議案第 55 号	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の制定について
----------	----------------------------------------------------------------------

○ 子ども・子育て支援法の改正に伴う条例の制定

・ 主な制定内容

- ①施設等利用費（公費）の対象となる認可外施設について、内閣府令で定める基準を満たしている施設とする旨を規定
- ②経過措置として、基準を満たしていない既存の認可外施設について、施設等利用費（公費）の対象とする期間を施行日から2年間とする旨を規定

・ 施行日 令和元年10月1日

議案第 56 号	茨木市森林環境譲与税基金条例の制定について
----------	-----------------------

○ 森林の整備及びその促進に関する施策の推進に係る基金の新設に伴う条例の制定

・ 主な制定内容

令和元年度の税制改正で創設された森林環境譲与税を効果的に活用し、森林の整備及びその促進に関する施策の推進を図る。

- ①設置目的
- ②積立て、管理、運用益金の処理

・ 施行日 公布の日

議案第 57 号	茨木市市民農園条例の一部改正について
<p>○ 島ふれあい農園の閉園に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 市民農園の「名称及び位置を定める規定」・「利用料を定める別表」から「島ふれあい農園」を削除 ・ 施行日 令和2年4月1日 	
議案第 58 号	茨木市水道事業給水条例の一部改正について
<p>○ 水道法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入することに伴い手数料を規定 更新手数料 10,000円（1件） ・ 施行日 令和元年10月1日 	
議案第 59 号	茨木市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について
<p>○ 水道法施行令の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定める規定で引用する水道法施行令の条ずれを改正 ・ 施行日 令和元年10月1日 	

議案第 60 号	平成 30 年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
<p>○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 9 1 2, 4 3 2, 5 2 5 円 ・ 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ 	
議案第 61 号	平成 30 年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
<p>○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 7 6 1, 3 0 4, 9 8 9 円 ・ 処分方法 資本金への組入れ 	
議案第 62 号	市道路線の認定について
<p>○ 新規路線整備に伴う路線認定 1 2 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの 1 2 路線 	

議案第 63 号	工事請負契約締結について（市道野々宮 3 号線橋梁下部工新設工事） 22 頁参照
○ 契約の方法 ○ 契約の金額 ○ 契約の相手方 ○ 工事場所 ○ 工事内容 ○ 工事完了予定日	一般競争入札 301,705,560円 （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 22,348,560円） ただし、消費税法等の改正によって取引に係る消費税額及び地方消費税額 に変動が生じた場合は、相当額を変更するものとする。 堺市西区浜寺元町二丁目170番地 株式会社今重興産 代表取締役 <small>はしもと ゆうこ</small> 橋本 裕子 茨木市東野々宮町ほか地内 橋台工、橋脚工、基礎工、土工、土留工、護岸工、復旧工 各一式 令和2年9月30日
議案第 64 号	工事請負契約の変更について（市道総持寺駅前線道路改良工事）
○ 工期の延長に伴う契約の変更 〈変更の内容〉 ○ 工事完了予定日 ・変更前 ・変更後 ○ 変更理由 〈原契約〉 ・契約の金額 ・契約の相手方 代表取締役 <small>かねだ のりゆき</small> 金田 憲幸 ・工事場所 ・工事内容	既存の水路構造物が想定より大きく撤去に時間を要したこと、また、交通 渋滞を引き起こしている状況を踏まえて夜間施工に切り替えたことに伴い、 作業時間に制限を設ける必要が生じたことから、1日当たりの施工量が著し く減少したため。 324,608,040円 茨木市舟木町18番1号 金田建設工業株式会社 茨木市西河原一丁目ほか地内 施工延長 L=200m 土工、撤去工、仮設工、擁壁工、排水工、縁石工、函渠工、舗装工、 安全施設工、区画線工、照明工 各一式

議案第 65 号	令和元年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 2 号）				
<p>○ 補正額 566,855 千円（補正後 92,616,855 千円－補正前 92,050,000 千円）</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>〈歳入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税 11,840 千円 ・国庫支出金 40,691 千円 ・府支出金 540 千円 ・寄附金 5,000 千円 ・繰越金 213,184 千円 ・市債 295,600 千円 <p>・継続費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> （追加）市民会館跡地エリア活用事業 98,000 千円 （変更）JR 総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線）72,000 千円 （変更）JR 総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線その 2）100,000 千円 <p>・繰越明許費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> （追加）オリンピック聖火リレー実施事業 29,969 千円 （追加）山間部現地対応拠点整備事業 9,419 千円 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>〈歳出〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 32 千円 ・物件費 219,893 千円 ・補助費等 134,475 千円 ・投資的経費 200,615 千円 ・その他の経費 11,840 千円 </td> <td></td> </tr> </table>			<p>〈歳入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税 11,840 千円 ・国庫支出金 40,691 千円 ・府支出金 540 千円 ・寄附金 5,000 千円 ・繰越金 213,184 千円 ・市債 295,600 千円 <p>・継続費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> （追加）市民会館跡地エリア活用事業 98,000 千円 （変更）JR 総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線）72,000 千円 （変更）JR 総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線その 2）100,000 千円 <p>・繰越明許費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> （追加）オリンピック聖火リレー実施事業 29,969 千円 （追加）山間部現地対応拠点整備事業 9,419 千円 	<p>〈歳出〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 32 千円 ・物件費 219,893 千円 ・補助費等 134,475 千円 ・投資的経費 200,615 千円 ・その他の経費 11,840 千円 	
<p>〈歳入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税 11,840 千円 ・国庫支出金 40,691 千円 ・府支出金 540 千円 ・寄附金 5,000 千円 ・繰越金 213,184 千円 ・市債 295,600 千円 <p>・継続費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> （追加）市民会館跡地エリア活用事業 98,000 千円 （変更）JR 総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線）72,000 千円 （変更）JR 総持寺駅周辺整備事業（総持寺駅前線その 2）100,000 千円 <p>・繰越明許費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> （追加）オリンピック聖火リレー実施事業 29,969 千円 （追加）山間部現地対応拠点整備事業 9,419 千円 	<p>〈歳出〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 32 千円 ・物件費 219,893 千円 ・補助費等 134,475 千円 ・投資的経費 200,615 千円 ・その他の経費 11,840 千円 				
認定第 1 号	平成 30 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について				
（平成 29 年度）					
<ul style="list-style-type: none"> ・歳入決算額 ・歳出決算額 ・歳入歳出差引額 ・翌年度へ繰越すべき財源 ・実質収支 	<p>88,196,403,577 円</p> <p>86,235,048,710 円</p> <p>1,961,354,867 円</p> <p>1,067,271,979 円</p> <p>894,082,888 円</p>	<p>(88,869,579,893 円)</p> <p>(87,212,934,206 円)</p> <p>(1,656,645,687 円)</p> <p>(718,063,428 円)</p> <p>(938,582,259 円)</p>			

認定第 2 号	平成 30 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	
		(平成 29 年度)
・歳入決算額	5, 0 6 7, 6 2 2, 0 9 3 円	(5,160,080,101 円)
・歳出決算額	1 0 2, 4 7 8, 5 7 5 円	(93,339,281 円)
・歳入歳出差引額	4, 9 6 5, 1 4 3, 5 1 8 円	(5,066,740,820 円)
認定第 3 号	平成 30 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 29 年度)
・歳入決算額	2 8, 1 6 7, 5 2 4, 4 7 6 円	(32,515,206,814 円)
・歳出決算額	2 7, 2 3 2, 1 3 5, 9 9 2 円	(31,640,575,961 円)
・歳入歳出差引額	9 3 5, 3 8 8, 4 8 4 円	(874,630,853 円)
認定第 4 号	平成 30 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
		(平成 29 年度)
・歳入決算額	3, 9 3 1, 7 6 5, 4 8 1 円	(3,825,176,439 円)
・歳出決算額	3, 7 8 6, 0 9 7, 7 5 7 円	(3,684,547,353 円)
・歳入歳出差引額	1 4 5, 6 6 7, 7 2 4 円	(140,629,086 円)
認定第 5 号	平成 30 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 29 年度)
・歳入決算額	1 7, 8 0 2, 6 8 7, 0 5 9 円	(17,561,132,394 円)
・歳出決算額	1 7, 4 5 8, 8 8 4, 2 6 2 円	(17,225,956,883 円)
・歳入歳出差引額	3 4 3, 8 0 2, 7 9 7 円	(335,175,511 円)

認定第 6 号	平成 30 年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について																		
<p>〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (平成 29 年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>6, 813, 754, 794 円</td> <td>(6,860,203,469 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>5, 844, 961, 974 円</td> <td>(5,981,235,964 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>968, 792, 820 円</td> <td>(878,967,505 円)</td> </tr> </table> <p>〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む</p> <table border="0"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>2, 694, 380, 344 円</td> <td>(2,418,288,302 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>5, 079, 108, 480 円</td> <td>(4,808,492,805 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>△2, 384, 728, 136 円</td> <td>(△2,390,204,503 円)</td> </tr> </table> <p>※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補てん</p>		・収入決算額	6, 813, 754, 794 円	(6,860,203,469 円)	・支出決算額	5, 844, 961, 974 円	(5,981,235,964 円)	・収入支出差引額	968, 792, 820 円	(878,967,505 円)	・収入決算額	2, 694, 380, 344 円	(2,418,288,302 円)	・支出決算額	5, 079, 108, 480 円	(4,808,492,805 円)	・収入支出差引額	△2, 384, 728, 136 円	(△2,390,204,503 円)
・収入決算額	6, 813, 754, 794 円	(6,860,203,469 円)																	
・支出決算額	5, 844, 961, 974 円	(5,981,235,964 円)																	
・収入支出差引額	968, 792, 820 円	(878,967,505 円)																	
・収入決算額	2, 694, 380, 344 円	(2,418,288,302 円)																	
・支出決算額	5, 079, 108, 480 円	(4,808,492,805 円)																	
・収入支出差引額	△2, 384, 728, 136 円	(△2,390,204,503 円)																	
認定第 7 号	平成 30 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について																		
<p>〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (平成 29 年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>5, 612, 177, 801 円</td> <td>(5,384,837,918 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>4, 899, 615, 874 円</td> <td>(4,685,391,700 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>712, 561, 927 円</td> <td>(699,446,218 円)</td> </tr> </table> <p>〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む</p> <table border="0"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>857, 607, 490 円</td> <td>(972,805,031 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>3, 655, 789, 614 円</td> <td>(1,891,414,459 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>△2, 798, 182, 124 円</td> <td>(△918,609,428 円)</td> </tr> </table> <p>※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補てん</p>		・収入決算額	5, 612, 177, 801 円	(5,384,837,918 円)	・支出決算額	4, 899, 615, 874 円	(4,685,391,700 円)	・収入支出差引額	712, 561, 927 円	(699,446,218 円)	・収入決算額	857, 607, 490 円	(972,805,031 円)	・支出決算額	3, 655, 789, 614 円	(1,891,414,459 円)	・収入支出差引額	△2, 798, 182, 124 円	(△918,609,428 円)
・収入決算額	5, 612, 177, 801 円	(5,384,837,918 円)																	
・支出決算額	4, 899, 615, 874 円	(4,685,391,700 円)																	
・収入支出差引額	712, 561, 927 円	(699,446,218 円)																	
・収入決算額	857, 607, 490 円	(972,805,031 円)																	
・支出決算額	3, 655, 789, 614 円	(1,891,414,459 円)																	
・収入支出差引額	△2, 798, 182, 124 円	(△918,609,428 円)																	
報告第 18 号	茨木市事務報告について																		
<p>○ 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月における事務執行状況の報告</p>																			

報告第 19 号	平成 30 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
○ 地方自治法第 233 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告	
報告第 20 号	平成 30 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 平成 31 年 3 月 31 日現在の財政状況の報告	
報告第 21 号	平成 30 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告	
報告第 22 号	放棄した債権の報告について
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・放棄した私債権等 6 件 4,798,429 円	

会計年度任用職員制度の創設に係る職の移行について

◆現行

職名	臨時的任用職員	特別職非常勤職員	
任用根拠	地方公務員法第22条	地方公務員法第3条第3項第3号	
該当職種等	事務・保育士等	保健師、消費生活相談員等	学校医、学校薬剤師等
勤務時間	パートタイムを基本 (週38時間45分未満)	パートタイム (週29時間以下)	適宜
給与等	賃金	報酬及び費用弁償	報酬

◆改正後

職名	臨時的任用職員	会計年度任用職員	特別職非常勤職員
任用根拠	(新)地方公務員法 第22条の3	(新)地方公務員法 第17条及び第22条の2	(新)地方公務員法 第3条第3項第3号
従事する 業務の性質	緊急な場合等における常勤職員が行うべき業務(主要な業務)	左記以外の業務(補助的業務)	専門的な知識経験や識見に基づき行う助言、調査、診断等の事務
勤務時間	フルタイムのみ (週38時間45分)	原則、現行の勤務時間を基本として移行 ①フルタイム(週38時間45分) : 保育所保育士等 ②パートタイム(週38時間45分未満) : ①以外の職(事務等)	適宜
給与等	給料及び手当	①フルタイム : 給料及び各種手当 ②パートタイム: 報酬、期末手当及び費用弁償	報酬

茨木市市税条例等の主な改正内容

消費税率の引き上げへの対応として、以下のとおり税負担を軽減する。

1 個人市民税

項目	改正内容	施行日
① 住宅ローン控除の期間延長	令和元年10月1日以降に取得し、令和2年12月31日までに居住を開始した住宅について、住宅ローン控除の期間を現行の10年間から13年間に延長する。	公布の日
② 非課税措置の対象者の拡充	個人市民税について、児童扶養手当受給者のひとり親で、かつ、婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者は、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、非課税とする旨を規定。	令和3年1月1日

2 軽自動車税

項目	改正内容	施行日																												
③ 環境性能割の税率の引下げ	<p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した、自家用の軽自動車に係る環境性能割(市税)の税率について、現行から1%分引下げる(※1年間のみの時限措置)。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自動車の燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の燃費性能等	税率		現行	改正後	令和2年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税	令和2年度燃費基準達成車	1.0%	非課税	上記以外の自動車	2.0%	1.0%	令和元年10月1日														
自動車の燃費性能等	税率																													
	現行	改正後																												
令和2年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税																												
令和2年度燃費基準達成車	1.0%	非課税																												
上記以外の自動車	2.0%	1.0%																												
④ 種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し	<p>(ア)環境性能に優れた自動車を対象に時限的に適用されるグリーン化特例(税率軽減措置)について、現行制度を2年間延長するとともに、(イ)電気自動車等については期限をさらに2年間延長し、適用を令和5年度までとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用期間</td> <td>H29.4.1～H31.3.31</td> <td>H31.4.1～R3.3.31 ※適用期限の延長</td> <td>R3.4.1～R5.3.31 ※適用対象の限定</td> </tr> <tr> <td>自動車の燃費性能等</td> <td></td> <td colspan="2">軽減率</td> </tr> <tr> <td>電気自動車等※</td> <td></td> <td colspan="2">概ね75%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td></td> <td colspan="2">概ね50%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> <td></td> <td colspan="2">概ね25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">軽減なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気自動車等＝電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車</p>		現行	改正後		適用期間	H29.4.1～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31 ※適用期限の延長	R3.4.1～R5.3.31 ※適用対象の限定	自動車の燃費性能等		軽減率		電気自動車等※		概ね75%		令和2年度燃費基準+30%達成車		概ね50%		令和2年度燃費基準+10%達成車		概ね25%				軽減なし		(ア)令和元年10月1日 (イ)令和3年4月1日
	現行	改正後																												
適用期間	H29.4.1～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31 ※適用期限の延長	R3.4.1～R5.3.31 ※適用対象の限定																											
自動車の燃費性能等		軽減率																												
電気自動車等※		概ね75%																												
令和2年度燃費基準+30%達成車		概ね50%																												
令和2年度燃費基準+10%達成車		概ね25%																												
		軽減なし																												

健康福祉部 地域福祉課
 こども育成部 こども政策課
 子育て支援課
 保育幼稚園総務課

高齢者活動支援センター及び多世代交流センターの 開館時間等の見直しについて

各センターの利用実態等を踏まえて、施設管理の効率化を図るとともにニーズに沿った運営を行うため、条例及び施行規則を改正する。

1 開館時間の見直し

現在、午前9時から午後9時までとしている開館時間を、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が早朝・夜間のイベントなどを実施する場合は、時間外の利用も可とする。

〈見直し理由〉 夜間（午後6時から午後9時まで）の利用は、高齢者のライフスタイルに合っておらず、また、小中学生についても、防犯上・健全育成の観点から利用が困難であるため、利用実態に即した開館時間とし、効率的な施設運営を図るため。

2 休館日の見直し

多世代交流センターの休館日について、現行の日曜日から月曜日に改める。
 （高齢者活動支援センターは、従前から月曜日が休館日）

〈見直し理由〉 日曜日を開館することにより小中学生の利用を促進し、更なる世代間交流や自習室の利用者増を図るため。

《見直しによる開館時間等の変更》

現 行	開館時間	日	月	火	水	木	金	土
	9:00～21:00	高 ○	多 休	高 休	多 ○	○		
見 直 し 後	開館時間	日	月	火	水	木	金	土
	9:00～18:00	○	休					○

※開館日における指定管理者によるイベント等での早朝・夜間の利用は可
 ※高：高齢者活動支援センター、多：多世代交流センター
 ※○：開館日、休：休館日

3 ゲートボール場の廃止

葦原及び沢池多世代交流センターのゲートボール場を廃止する。

〈廃止理由〉 ①両センターゲートボール場の稼働率が低く、施設の有効活用を図る必要がある。

②保育需要が年々伸びているため。

以上の理由から、地域ごとの保育需要を考慮し、ゲートボール場を保育施設へ転用を図る。

幼児教育・保育の無償化について

1 無償化の概要について

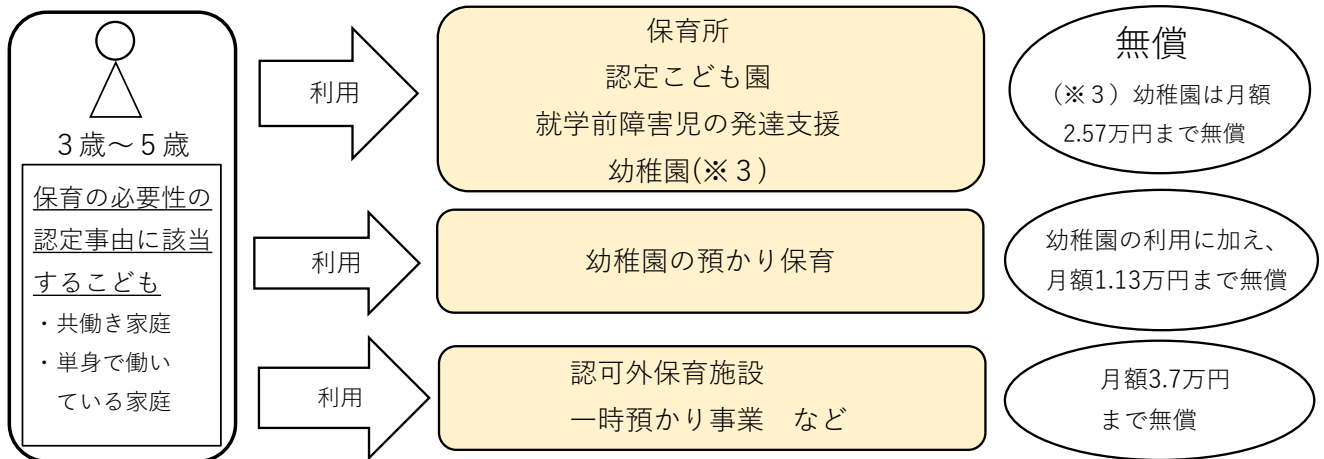
(1) 令和元年10月1日から、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育・事業所内保育等）を利用する3歳から5歳児（※1）と住民税非課税世帯の0歳から2歳児（※2）の利用者負担額を無償とする。

※1 3歳に達した日後最初の4月1日から小学校就学前まで。ただし、幼稚園在籍児は3歳に達した日から小学校就学前まで

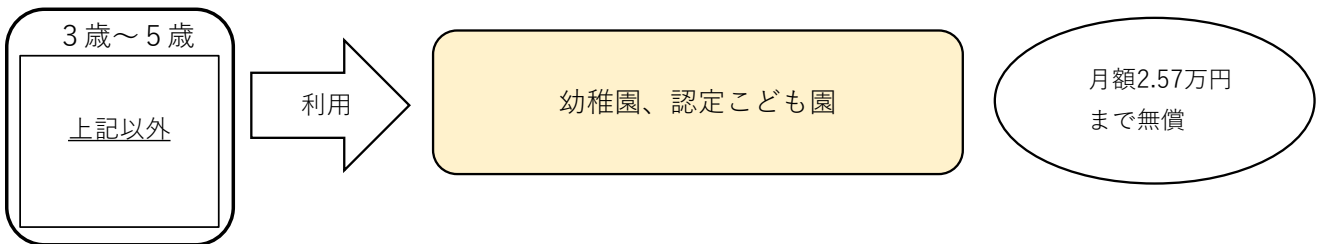
※2 0歳から3歳に達した日後最初の3月31日まで

(2) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）についても、保育の必要性があると認定を受けた場合は無償化の対象となる。

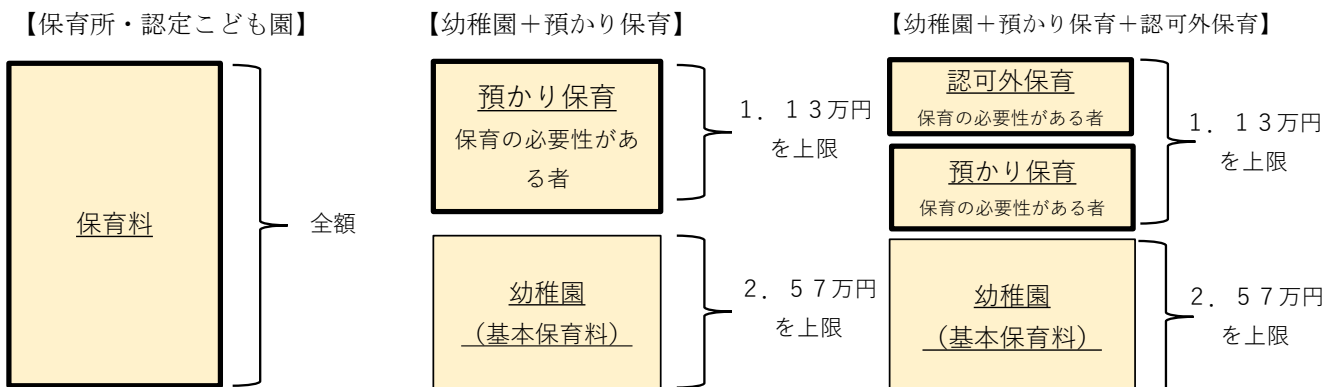
○ 就労等により保育の必要性の認定を受けた世帯



○ 上記以外（保育の必要性の認定を受けていない）世帯



○ 利用施設別の無償となる月額上限の範囲（例）

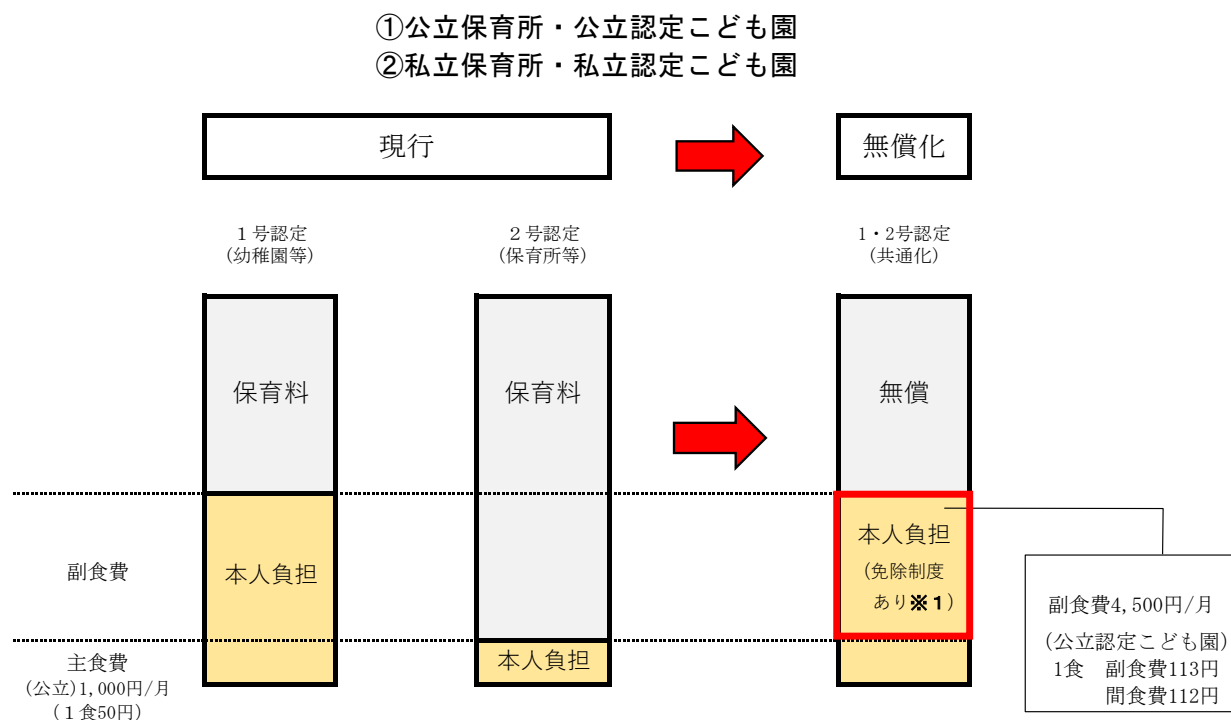


◎住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。
 （認可外施設の場合、上限4.2万円）

2 副食費について

保育所・認定こども園（保育部分利用者に限る）・地域型保育を利用する3歳から5歳児の副食費（食材料費）は、これまでも保育料の一部として本人負担となっていることから、無償化後においても引続き本人負担として徴収する。

ただし、年収360万円未満相当（市民税所得割課税額57,700円未満（幼稚園・一人親世帯等は77,101円未満））世帯の児童及び第3子以降の副食費については免除する。



※1 本人負担の軽減：年収360万円未満相当世帯の児童及び第3子以降の副食費 部分については免除（免除による②私立保育所・私立認定こども園の減収分については、公費で補填）

事業者負担の軽減：私立保育所や認定こども園の副食費について、実際の費用が4,500円を超過する場合は、該当園へ食育の充実や特別食（アレルギー食等）への対応として、市から補助金（上限1,000円）を交付

◎私立幼稚園（新制度未移行園）においても、年収360万円未満相当世帯の児童及び第3子以降の副食費相当分については免除する。
（免除による私立幼稚園の減収分については、該当園へ市から補助金（上限：4,500円/月）を交付）

3 未就学児の児童発達支援等の無償化について

児童発達支援等のサービスを利用する3歳から5歳児（3歳に達した日後最初の4月1日から小学校就学前まで。）の利用者負担額を無償とする。

○対象となるサービス < 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援 >

- ・利用者負担以外の費用（医療費や食費等の実費分）については無償化の対象外
- ・保育所・幼稚園等と併用の場合は、両方とも無償化の対象とする

市道野々宮3号線橋梁下部工新設工事

工事概要	A1橋台	N=1		
	P1橋脚	N=1		
	橋台工	一式	土留工	一式
	橋脚工	一式	護岸工	一式
	基礎工	一式	復旧工	一式
	土工	一式		

位置図



令和元年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
2 地方譲与税	11,840		11,840	森林環境譲与税
15 国庫支出金	40,691	40,691		社会資本整備総合交付金 20,473 子ども・子育て支援事業費補助金 12,768 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 6,252 障害者総合支援事業費補助金 1,091 障害児発達支援無償化周知費補助金 107
16 府支出金	540	540		キャリア教育推進モデル事業委託金
18 寄附金	5,000	5,000		市制施行70周年記念映画プロモーション寄附金
20 繰越金	213,184		213,184	純繰越金
22 市債	295,600	295,600		小中学校校舎整備債 158,200 市民会館跡地エリア整備債 39,200 公共施設災害復旧債 37,300 道路新設改良債 28,800 橋梁整備債 17,400
補正額 A	566,855	341,831	225,024	
補正前の予算額 B	92,050,000	34,360,263	57,689,737	
補正後の予算額 A+B	92,616,855	34,702,094	57,914,761	

令和元年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
02 総 務 費	184,057		15,263		129,594	39,200	
03 民 生 費	63,814	32	15,811		4,375	43,596	
06 農 林 水 産 業 費	11,840						11,840
08 土 木 費	78,300					78,300	
09 消 防 費	9,419					9,419	
10 教 育 費	219,425		188,819		506	30,100	
補 正 額 A	566,855	32	219,893		134,475	200,615	11,840
補正前の予算額 B	92,050,000	15,171,235	18,267,200	28,777,978	7,085,386	8,571,497	14,176,704
補正後の予算額 A+B	92,616,855	15,171,267	18,487,093	28,777,978	7,219,861	8,772,112	14,188,544

9月補正予算の内容について

1 基本方針

純繰越金を活用し、市民会館跡地暫定広場の整備や、老朽化した小中学校トイレの洋式化等を進めるとともに、総持寺駅前線の歩道拡幅に係る経費を措置するなど、行政ニーズ・行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

また、安全・安心なまちづくりを推進するため、小中学校プールのフェンス設置に係る経費を増額するとともに、山間部の土砂災害時における対応拠点の整備に向けて設計を行う。

なお、市民会館跡地暫定広場の整備に係る継続費の設定や、JR総持寺駅周辺整備事業の継続費の変更、及びオリンピック聖火リレーの実施に係る負担金や山間部の対応拠点の整備に係る設計委託の繰越明許費を設定する。

2 主な内容

(1) 市民会館の跡地活用

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民会館跡地エリアの整備		39,200	39,200	
市民会館跡地暫定広場の整備 〔継続費〕 【市民会館跡地活用推進課】	元市民会館及び人工台地の解体工事を行った後、その跡地を暫定広場として活用するため整備を行う。 工事 【財源：市債】	39,200	39,200	

(2) 教育環境の充実等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の充実		30,100	22,500	7,600
小中学校トイレの環境改善(洋式化等) 【施設課】	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修に伴う実施設計を行う。 委託(設計)補正額 30,100 = 補正後 53,100 - 補正前 23,000 〔小学校〕 春日丘、玉島、福井、大池、耳原 〔中学校〕 東、南 【財源：市債】	30,100	22,500	7,600
学校教育の推進		540	540	
キャリア教育推進モデル事業の実施 【学校教育推進課】	新学習指導要領において明記されるキャリア教育を推進するため、小中学校の指導計画の作成等を行うモデル事業を実施する。 【財源：キャリア教育推進モデル事業委託金(府)】 【実施地区】 西中学校区(春日小、郡小、畑田小、西中)	540	540	

(3) 子育て支援の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
臨時・特別給付金の支給		6,252	6,252	
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給 【こども政策課】	消費税率の改定に対応するため、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、臨時・特別給付金を支給する。 <対象者> 下記の①～③すべてに該当する方 ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父母 ②基準日において、これまで法律婚をしたことがない者 ③基準日において、事実婚をしていない者、または事実婚の相手方の生死が明らかでない者 <給付額> 17,500円 【財源：母子家庭等対策総合支援事業費補助金(国)】	6,252	6,252	

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小中学校の安全確保		181,085	135,700	45,385
小中学校プールのフェンス設置費の増額 【施設課】	安全・安心な学校環境を整備するため、小中学校のプールブロック塀を撤去した箇所（34校）へのフェンス設置費用を増額する。 【財源：市債】	181,085	135,700	45,385
土砂災害時の体制確保		9,419	7,000	2,419
山間部現地対応拠点の整備 〔繰越明許費〕 【消防総務課】	山間部における迅速な被害状況の把握と避難行動等につなげる体制を確保するため、土砂災害時の現地対応拠点を整備する。 委託（設計） ＜整備場所＞北辰分署敷地内 【財源：市債】	9,419	7,000	2,419
公共施設のブロック塀・擁壁の改修		51,296	45,000	6,296
幼稚園のフェンス設置 【保育幼稚園総務課】	安全・安心な幼児教育の環境を確保するため、玉島幼稚園及び郡幼稚園のブロック塀の解体撤去及びフェンスを設置する。 【財源：市債】	7,700	7,700	
多世代交流センターの擁壁改修 【地域福祉課】	大阪北部地震により被害を受けた沢池多世代交流センターの擁壁改修を行う。 工事 補正額 43,596 = 補正後 49,800 - 補正前 6,204 【財源：市債】	43,596	37,300	6,296

(5) 都市基盤の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
JR総持寺駅周辺の整備		32,000	28,800	3,200
J R 総持寺駅周辺整備事業 (総持寺駅前線) 〔継続費〕 【道路交通課】	総持寺駅前線の歩道拡幅を進めるにあたり、支障となる水路構造物の取り壊しや周辺の交通環境に配慮し夜間工事へ変更するため、工期の延期等に係る工事費を増額する。 工事 【財源：市債】	72,000	28,800	43,200
J R 総持寺駅周辺整備事業 (総持寺駅前線その2) 〔継続費〕 【道路交通課】	平成30年度から令和元年度分の施工区間の工期延期に伴い、J R 総持寺駅周辺整備事業（その2）の工期を変更（2年→3年）することから、継続費に係る今年度分を減額（総額は増額）する。 工事	△ 40,000		△ 40,000

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
橋梁の整備		46,300	37,873	8,427
橋梁の補修・安全点検の実施 【道路交通課】	国の交付金を活用し、橋梁の維持補修工事及び安全点検に係る費用を増額する。 工事、負担金 【財源：社会資本整備総合交付金（国）20,473、市債 17,400】	46,300	37,873	8,427

(6) オリンピック開催に向けた取組み

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
オリンピック聖火リレーの実施		29,969		29,969
オリンピック聖火リレーの実施 〔繰越明許費〕 【スポーツ推進課】	東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運の向上を図るため、オープニングイベントとなるオリンピック聖火リレーを実施する。 ＜実施日＞令和2年4月14日(火)	29,969		29,969

(7) 制度改正等への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
印鑑登録証明書への旧氏記載		6,188		6,188
印鑑登録システムの改修 【市民課】	令和元年11月から印鑑登録証明書へ旧氏の記載及び性別欄の削除を行うため、印鑑登録システムの改修を行う。	6,188		6,188
森林環境譲与税の活用		11,840		11,840
森林環境譲与税基金の積立 【農とみどり推進課】	森林整備や木材利用の普及・啓発を図るため、森林環境譲与税基金を創設し、積立てを行う。	11,840		11,840

(8) 継続費・繰越明許費

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
市民会館跡地エリア活用事業 (暫定広場整備事業) 【市民会館跡地活用推進課】	市民会館跡地エリア活用事業について、継続費を設定する。 令和元年～令和2年度継続事業 〔総額〕98,000 〔年割額〕(R1) 39,200 (R2) 58,800	98,000
J R 総持寺駅周辺整備事業 (総持寺駅前線) 【道路交通課】	工事の実施方法の変更等に伴い、総額及び年割額を変更する。 〔期間〕平成30年度～令和元年度継続事業 【補正前】 〔総額〕418,000 〔年割額〕(H30) 194,760 (R1) 223,240 【補正後】 〔総額〕490,000 〔年割額〕(H30) 194,760 (R1) 295,240	72,000

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
JR総持寺駅周辺整備事業 (総持寺駅前線その2) 【道路交通課】	事業進捗への対応等に伴い、期間及び総額並びに年割額を変更する。 【補正前】 [期間] 令和元年度～令和2年度継続事業 [総額] 550,000 [年割額] (R1) 300,000 (R2) 250,000 【補正後】 [期間] 令和元年度～令和3年度継続事業 [総額] 650,000 [年割額] (R1) 260,000 (R2) 130,000 (R3) 260,000	100,000
繰越明許費		
オリンピック聖火リレー実施事業 【スポーツ推進課】	令和2年度に予定されているオリンピック聖火リレーに係る経費であり、年度内に事業が完了しないため。	29,969
山間部現地対応拠点整備事業 【消防総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	9,419